平成２４年（フ）第４００１号
大阪市港区南市岡１丁目６番26号
債務者　居酒屋小松庵こと　小松　俊彦
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井坂和香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５号
釧路市美原２丁目43番５号
債務者　船水　静江
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３９４８号
大阪市中央区谷町７丁目１番39―509号
債務者　稲垣　　実
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　亜希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９６６号
大阪府茨木市春日１丁目14番４号
債務者　田中　広之
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９６７号
大阪府豊中市新千里南町２丁目18番２号
債務者　田中　保夫
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１２号
札幌市清田区美しが丘５条９丁目２番25号
債務者　片川　朝満
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２２号
札幌市清田区里塚緑ヶ丘10丁目１番２号
債務者　田中　昇次
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
岐阜県大垣市波須３丁目１番地16
債務者　立川　雅弘
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯沼　敦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
京都府亀岡市三宅町２丁目７番６号
債務者　吉田　浩司
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神子　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
茨城県水戸市堀町2287　フラットマーサ１号館101号室、住民票上の住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚2206番地の３
債務者　三村　孝信
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂手木克好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４２２号
埼玉県川越市大字今福411番地２
債務者　猪鼻　元一
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３７号
大分県由布市湯布院町川上2501番地２
債務者　佐藤　高弘
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千野　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６５号
愛知県豊橋市牟呂市場町25番地17　306、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字行田22番地の７　セフイラＤ105号
債務者　野村　裕治
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　徳広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３１号
宮崎県西都市大字三宅4111番地８
債務者　図師　尚子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島里都子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５２号
三重県四日市市下之宮町214番地１　シティハイツプラザ１－Ｂ、前住所三重県四日市市あかつき台２丁目１番地230
債務者　三木　昭生
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９１号
兵庫県伊丹市西台３丁目５番11号　小西文化１階８号、前住所兵庫県伊丹市緑ケ丘５丁目65番地　スナック西内
債務者　ひょうたんこと　西角　廣志
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２０３号
兵庫県川西市萩原２丁目６番６号
債務者　須田　実生
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部